

## 檜原ふじ福祉会役員等報酬規程

社会福祉法人檜原ふじ福祉会の運営に関わる役員等が、その職務に携わったことに対する報酬及び旅費の支給について次のとおり定めます。

( 報酬の支給 )

第 1 条 報酬を支払うべき役員等及び支給する対象職務は次のとおりとします。

役員等	対象職務
評議員	評議員会への出席
評議員選任委員	評議員選任委員会への出席
理事	理事会への出席 評議会、評議員選任委員会への説明等 卒園式、運動会等園事業への出席
監事	監査業務、理事会への出席

( 報酬の金額 )

第 2 条 支給する報酬の金額は、職務に携わった時間数により次の金額が手取り額となるよう所得税相当額を加算して支給します。

時間	手取金額 ( ) 内は参考金額
1 時間以内	10,000 円 (所得税率 10.21% : 11,137 円)
1 時間 30 分以内	15,000 円 (所得税率 10.21% : 16,705 円)
1 時間 30 分超	20,000 円 (所得税率 10.21% : 22,274 円)

( 旅費 )

第 3 条 第 1 条に掲げる対象職務の他、職務遂行のために要した旅費は、その行先が京都市内の場合は一律一回 2,000 円、京都市外の場合は職員旅費規程に準じて支給します。(非課税)

( 支給方法 )

第 4 条 原則として、職務の終了後速やかに現金で支給します。

なお、所得税は源泉徴収し別途納付します。

( その他 )

第 5 条 役員である園長、副園長にはこの規程による報酬及び旅費は支給しないものとします。

附 則 この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行します。

平成 19 年 3 月 22 日施行した「役員等の報酬等に関する規定」は、本規程の施行に伴い廃止します。

この規程は、平成 29 年 6 月 13 日開催の定時評議員会において、定款第 8 条、及び第 21 条に定める報酬として適正である旨の承認を受けた。